# 府令・省令

## ○内閣府・農林水産省令第一号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　齋藤　健

### 農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令の一部を改正する命令

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令（平成二十一年内閣府農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 日本農林規格等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令<br>（消費者庁長官又は農林水産大臣に対する申出の手続）<br>**第一条**　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。以下「法」という。）第七十条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもってしなければならない。<br>一～三　（略）<br>四　申出に係る農林物資の取扱業者（法第十条第一項に規定する取扱業者をいう。次条において同じ。）の氏名又は名称及び住所<br>五　（略） | 農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令<br>（消費者庁長官又は農林水産大臣に対する申出の手続）<br>**第一条**　農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。以下「法」という。）第二十一条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもってしなければならない。<br>一～三　（略）<br>四　申出に係る農林物資の製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。次条において同じ。）の氏名又は名称及び住所<br>五　（略） |

（都道府県知事又は指定都市の長のする指示の内容等の報告）

**第二条**　日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十九条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　指示をした取扱業者の氏名又は名称及び住所
二～五　（略）

2　令第十九条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　報告若しくは物件の提出を求め、又は立入検査若しくは質問を行った取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所
二～五　（略）

3　令第十九条第八項の規定による報告は、遅滞なく、調査の方法及び結果を記載した書面並びに前条の規定による文書の副本一通を提出してしなければならない。

（都道府県知事又は指定都市の長のする指示の内容等の報告）

**第二条**　農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十二条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　指示をした製造業者等の氏名又は名称及び住所
二～五　（略）

2　令第十二条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　報告若しくは物件の提出を求め、又は立入検査若しくは質問を行った製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所
二～五　（略）

3　令第十二条第八項の規定による報告は、遅滞なく、調査の方法及び結果を記載した書面並びに前条の規定による文書の副本一通を提出してしなければならない。

**附　則**

この命令は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

# 省令

## ○総務省令第十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十八条の四、第百七十二条第二項、同令第二百十六条の五において準用する同令第百七十四条の四十九の三十及び第百七十四条の四十九の四十一並びに市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第百七十二条第二項及び市町村の合併の特例に関する法律施行令第五十四条の規定に基づき、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

総務大臣　野田　聖子

### 地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令